

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第57号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

- 1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表及び高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表を改定することとしました。
- 2 本市の他の常勤職員の勤務条件の例に準じ、次のとおり必要な措置を講じることとしました。
 - (1) 教職員が親族の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができることとします。
 - (2) 住居手当について、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間、次に掲げる措置を講じることとします。
 - ア 本市の区域内に存する住宅を借り受けている教職員（一定の要件を満たすものに限ります。）について、住居手当の月額に一定の額を加算します。
 - イ 平成28年4月1日以後に本市の区域内に存する住宅を自ら新築し、又は購入し、及び自ら居住する教職員（一定の要件を満たすものに限ります。）で、主としてその収入によりその属する世帯の生計を維持し、及びその居住する住居に係る費用を負担していると認められるものに対し、住居手当を支給します。
- 3 平成29年3月31日において、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）又は京都市教職員の給与等に関する条例（以下「府条例等」とします。）の適用を受けていた教職員で、その者の受ける給料月額が、平成29年3月31日において受けるべき給料月額及び府条例等に係る経過措置の規定による給料の額との合計額に達しないものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第57号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「同日前1年間」とあるのは、「別に定める日を起算日とする1年の期間」と読み替えるものとする。

第18条第3項中「へき地学校に」を「へき地手当に」に改める。

第27条後段中「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第31条第1項中「及び第13条」を「、第13条、第17条及び第18条」に改める。

第39条前段中「京都市旅費条例（」の右に「第5条第1項第4号、」を加え、同条後段中「「中級の」と」の右に「、同条第2項中「前項第1号イ」とあるのは「前項第1号」と」を加える。

第44条第1項後段中「及び再任用短時間勤務教職員」と」の右に「、勤務時間条例第8条の2第3項中「京都市職員給与条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第19条において準用する京都市職員給与条例」と、「同条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する京都市職員給与条例」と」を加える。

附則第12項を附則第18項とする。

附則第11項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第16項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第9項を附則第15項とし、附則第6項から附則第8項までを6項ずつ繰り下げる。

附則第5項のうち京都市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例附則に2項を加える改正規定のうち、附則第4項中「府費負担教職員の休職の事由、分限の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関する条例」を「府費負担教職員の休職の事由等に関する条例」に改める。

附則第5項を附則第11項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項のうち京都市職員の分限に関する条例附則第3項の次に2項を加える改正規定のうち、附則第4項中「府費負担教職員の休職の事由、分限の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関する条例」を「府費負担教職員の休職の事由等に関する条例」に改める。

附則第4項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に、「職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)又はこの条例による廃止前の京都市教職員の給与等に関する条例」を「府条例等」に改め、同項を附則第7項とし、同項の次に次の見出し及び2項を加える。

(住居手当に関する特例)

8 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間における第12条において準用する給与条例第9条の3第1項各号に掲げる教職員(同項各号に規定する住宅で本市の区域内に存するものを借り受けている教職員に限る。)の住居手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる教職員にあつては3,000円を、同項第2号に掲げる教職員にあつては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

9 第12条において準用する給与条例第9条の3第1項第1号に掲げる教職員に該当しない教職員のうち、本市の区域内に存する住宅(施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じる教職員を含む。)については、主としてその収入によりその属する世帯の生計を維持しているもの(これに準じる教職員を含む。)で、その居住する住居に係る費用を負担していると認められるもの(別に定める教職員を除く。)である場合に限り、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間、次に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を住居手当の月額とする。

(1) 第10条において準用する給与条例第7条第2項に規定する扶養親族を有する教職員及び別に定める教職員 10,500円

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 9,500円

附則第2項の前の見出しを削り、同項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、

同項を附則第6項とする。

附則第1項の次に次の見出し及び4項を加える。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）又はこの条例による廃止前の京都市教職員の給与等に関する条例（以下「府条例等」という。）の適用を受けていた教職員で、そのものの受ける給料月額が、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しないもの（別に定める教職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 施行日から平成30年3月31日までの期間 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 施行日の前日において、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第8項又は京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第68号）附則第3項の規定による給料（以下「平成27年度改定に係る経過措置の規定による給料」という。）を支給されていた教職員であつて、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項又は京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第157号）附則第6項の規定による給料（以下「平成17年度改定に係る経過措置の規定による給料」という。）を支給されていたもの 当該教職員が施行日の前日において受けるべき給料月額並びに平成17年度改定に係る経過措置の規定による給料に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び平成27年度改定に係る経過措置の規定による給料の額との合計額

イ アに掲げる教職員のほか、施行日の前日において、平成17年度改定に係る経過措置の規定による給料を支給されていた教職員 当該教職員が施行日の前日において受けるべき給料月額及び平成17年度改定に係る経過措置の規定による給料に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額

ウ アに掲げる教職員のほか、施行日の前日において、平成27年度改定に係る経過措置の規定による給料を支給されていた教職員 当該教職員が施行日の前日におい

て受けるべき給料月額及び平成27年度改定に係る経過措置の規定による給料の額との合計額

エ アからウまでに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員が施行日の前日において受けるべき給料月額

(2) 平成30年4月1日以後の期間 施行日の前日において受けるべき給料月額

- 3 施行日の前日において、府条例等の適用を受けていた教職員（前項に規定する教職員を除く。）のうち、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものには、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 施行日以後新たに給料表の適用を受けることとなった教職員のうち、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものには、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第4条第5項及び第8条第1項の規定の適用については、第4条第5項中「給料月額は」とあるのは「給料月額と附則第2項から第4項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」と、第8条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条及び第8条関係)

幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表

教職 員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,200	173,300	263,300	292,600	411,000
	2	158,700	175,400	265,800	295,300	412,500
	3	160,200	177,500	268,100	298,200	414,000
	4	161,700	179,700	270,500	300,700	415,600
	5	163,400	181,800	273,100	303,300	417,000
	6	165,400	184,000	275,500	305,700	418,400
	7	167,200	186,200	277,700	308,000	419,900
	8	169,000	188,400	280,000	310,500	421,500
	9	170,800	190,800	282,300	312,900	423,000
	10	172,900	193,600	284,600	315,500	424,400
	11	175,000	196,300	287,100	318,300	425,800
	12	177,000	199,100	289,300	321,200	427,100
	13	179,000	202,000	291,700	323,700	428,400
	14	181,300	203,700	293,800	325,700	429,800
	15	183,500	205,500	295,800	327,800	431,300
	16	185,700	207,200	297,800	330,100	432,700
	17	188,000	209,000	300,000	332,300	433,900
	18	190,700	210,700	302,600	334,600	435,200
	19	193,200	212,400	305,100	336,900	436,400

20	195,700	214,100	307,800	339,000	437,700
21	198,300	215,900	310,200	341,300	438,800
22	200,000	217,800	312,800	343,600	440,100
23	201,700	219,700	315,100	345,900	441,400
24	203,400	221,700	317,800	348,200	442,700
25	204,900	223,400	320,500	350,100	444,000
26	206,600	225,400	322,800	352,000	445,200
27	208,200	227,400	325,200	353,900	446,200
28	209,700	229,400	327,500	355,800	447,400
29	211,400	231,400	329,800	357,600	448,600
30	213,100	234,100	331,800	359,500	449,400
31	214,900	236,800	334,000	361,200	450,200
32	216,600	239,600	336,300	363,100	451,100
33	218,100	242,200	338,300	364,700	452,000
34	219,800	245,000	340,400	366,400	452,500
35	221,600	247,700	342,600	368,200	453,000
36	223,300	250,400	344,600	370,000	453,500
37	224,800	252,900	346,600	371,900	454,000
38	226,500	255,500	348,500	373,400	454,500
39	228,200	258,000	350,600	375,000	455,000
40	230,000	260,300	352,500	376,600	455,600
41	231,600	263,100	354,300	377,800	456,100
42	233,300	265,500	356,100	379,200	456,600
43	234,900	267,700	357,900	380,600	457,100

44	236,500	270,000	359,700	382,100	457,600
45	238,300	272,200	361,500	383,700	458,100
46	239,800	274,400	363,200	385,300	458,600
47	241,200	276,600	364,700	386,900	459,100
48	242,600	278,700	366,300	388,400	459,600
49	244,000	281,000	367,700	389,800	460,100
50	245,400	283,000	369,200	391,400	
51	247,000	284,900	370,800	392,900	
52	248,200	287,000	372,400	394,300	
53	249,300	288,800	373,900	395,500	
54	250,700	291,200	375,500	396,800	
55	251,900	293,500	377,000	397,900	
56	253,100	296,100	378,500	399,100	
57	254,400	298,200	380,000	400,500	
58	255,600	300,700	381,400	401,700	
59	256,700	303,100	382,900	402,900	
60	257,900	305,800	384,200	404,200	
61	259,300	308,200	385,100	405,400	
62	260,500	310,700	386,300	406,400	
63	261,700	313,200	387,500	407,900	
64	262,700	315,500	388,600	409,200	
65	263,700	317,800	389,500	410,400	
66	265,100	320,100	390,800	411,500	
67	266,500	322,200	391,800	412,700	

再任 用教 職員 以外 の教 職員	68	268,000	324,400	392,900	413,800
	69	269,600	326,700	394,100	414,800
	70	271,200	328,800	395,100	416,100
	71	272,700	331,000	396,200	417,300
	72	274,100	333,000	397,400	418,500
	73	275,200	335,200	398,400	419,100
	74	276,400	337,300	399,600	419,900
	75	277,700	339,500	400,700	420,600
	76	279,000	341,700	401,800	421,100
	77	280,400	343,600	402,700	421,400
	78	281,500	345,500	403,600	421,800
	79	282,700	347,400	404,600	422,200
	80	283,900	349,200	405,600	422,600
	81	285,100	351,100	406,400	423,000
	82	286,100	352,900	407,300	423,400
	83	287,300	354,500	408,000	423,800
	84	288,500	356,300	408,800	424,100
	85	289,500	357,600	409,500	424,400
	86	290,400	359,300	410,300	424,800
	87	291,300	360,800	411,000	425,200
	88	292,300	362,300	411,700	425,500
89	293,400	363,700	412,300	425,800	
90	294,400	365,000	413,000	426,100	
91	295,300	366,400	413,500	426,400	

92	296,200	367,900	414,200	426,600
93	296,600	369,400	414,600	426,800
94	297,300	370,700	415,100	427,100
95	298,000	372,000	415,400	427,400
96	298,800	373,200	415,700	427,600
97	299,600	374,200	416,000	427,800
98	300,400	375,300	416,300	428,100
99	301,200	376,300	416,600	428,400
100	301,900	377,300	416,800	428,600
101	302,900	378,200	417,000	428,800
102	303,400	379,200	417,300	429,100
103	303,900	380,200	417,600	429,400
104	304,400	381,200	417,800	429,600
105	304,600	382,000	418,000	429,800
106	305,000	383,000	418,300	
107	305,300	383,900	418,600	
108	305,500	384,900	418,800	
109	305,700	385,700	419,000	
110	305,900	386,700	419,300	
111	306,200	387,700	419,600	
112	306,500	388,700	419,800	
113	306,700	389,300	420,000	
114	306,900	390,200	420,300	
115	307,100	391,200	420,600	

116	307,400	392,100	420,800
117	307,700	392,900	421,000
118	308,000	393,600	
119	308,300	394,400	
120	308,600	395,200	
121	308,700	395,800	
122	308,900	396,600	
123	309,200	397,300	
124	309,500	398,000	
125	309,700	398,600	
126		399,400	
127		399,900	
128		400,500	
129		401,200	
130		401,800	
131		402,300	
132		402,800	
133		403,100	
134		403,400	
135		403,700	
136		404,000	
137		404,300	
138		404,600	
139		404,900	

	140		405,200			
	141		405,500			
	142		405,800			
	143		406,100			
	144		406,400			
	145		406,600			
	146		407,000			
	147		407,300			
	148		407,500			
	149		407,700			
	150		408,000			
	151		408,300			
	152		408,500			
	153		408,700			
	154		409,000			
	155		409,300			
	156		409,500			
	157		409,700			
再任 用教 職員		227,200	273,700	301,000	327,700	409,500

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級であるもので別に定めるものの給料月額、この表の額に7,500円（別に定めるものにあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条及び第8条関係）

高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表

教職 員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,200	202,000	263,300	332,300	421,300
	2	158,700	203,700	265,800	334,600	423,200
	3	160,200	205,500	268,100	336,900	425,000
	4	161,700	207,200	270,500	339,000	426,700
	5	163,400	209,000	273,100	341,300	428,200
	6	165,400	210,700	275,500	343,600	429,700
	7	167,200	212,400	277,700	345,900	431,700
	8	169,000	214,100	280,000	348,200	433,600
	9	170,800	215,900	282,300	350,100	435,400
	10	172,900	217,800	284,600	352,300	437,200
	11	175,000	219,700	287,100	354,500	439,200
	12	177,000	221,700	289,300	356,600	441,000
	13	179,000	223,400	291,700	358,800	442,700
	14	181,300	225,400	293,800	360,800	444,600
	15	183,500	227,400	295,800	362,800	446,400
	16	185,700	229,400	297,800	364,800	448,400
	17	188,000	231,400	300,000	366,700	450,100
	18	190,700	234,100	302,600	368,600	451,900
	19	193,200	236,800	305,100	370,600	453,700

20	195,700	239,600	307,800	372,600	455,600
21	198,300	242,200	310,200	374,300	457,200
22	200,000	245,000	312,800	376,300	458,900
23	201,700	247,700	315,100	378,200	460,800
24	203,400	250,400	317,800	380,100	462,500
25	204,900	252,900	320,500	381,500	464,300
26	206,700	255,500	322,800	383,400	465,900
27	208,400	258,000	325,200	385,200	467,500
28	210,000	260,300	327,500	387,100	469,000
29	211,500	263,100	329,800	389,000	470,500
30	213,200	265,500	331,800	391,000	471,900
31	215,000	267,700	334,000	392,900	473,200
32	216,700	270,000	336,300	394,900	474,500
33	218,300	272,200	338,300	396,600	475,700
34	220,100	274,400	340,400	398,300	476,400
35	222,000	276,600	342,700	400,000	477,100
36	223,800	278,700	344,800	401,800	477,800
37	225,400	281,000	346,900	403,000	478,400
38	227,200	283,000	349,000	404,500	479,100
39	229,000	284,900	351,300	405,900	479,900
40	230,900	287,000	353,400	407,400	480,600
41	232,600	288,800	355,500	409,100	481,200
42	234,300	291,200	357,600	410,500	481,900
43	235,900	293,500	359,700	411,800	482,600

44	237,500	296,100	361,800	413,300	483,300
45	239,200	298,200	363,700	415,000	483,900
46	240,600	300,700	365,700	416,300	484,600
47	241,900	303,100	367,800	417,800	485,300
48	243,100	305,800	369,800	419,400	486,000
49	244,600	308,200	371,500	421,100	486,600
50	246,200	310,700	373,300	422,500	
51	247,400	313,200	375,300	424,200	
52	248,900	315,500	377,300	425,700	
53	250,100	317,800	379,200	427,400	
54	251,300	320,100	381,000	428,900	
55	252,700	322,200	382,900	430,500	
56	253,900	324,400	384,600	432,200	
57	255,200	326,700	386,100	433,700	
58	256,300	328,800	387,700	435,200	
59	257,400	331,000	389,400	436,400	
60	258,600	333,000	391,200	437,600	
61	259,900	335,200	392,400	438,800	
62	261,200	337,300	393,800	440,200	
63	262,700	339,500	395,200	441,500	
64	263,900	341,700	396,500	442,700	
65	265,200	343,700	397,900	443,900	
66	266,700	345,900	399,200	445,100	
67	268,200	348,000	400,600	446,300	

再任 用教 職員 以外 の教 職員	68	270,000	350,200	402,000	447,600
	69	271,500	352,200	403,300	448,800
	70	272,900	354,100	404,600	450,000
	71	274,300	356,200	406,000	451,200
	72	275,700	358,200	407,400	452,400
	73	276,800	360,000	408,700	453,500
	74	278,300	361,900	410,100	454,100
	75	279,700	363,700	411,500	454,600
	76	280,900	365,600	412,800	455,200
	77	282,300	367,600	414,000	455,700
	78	283,500	369,300	415,300	456,300
	79	284,700	371,000	416,600	456,800
	80	285,900	372,600	418,000	457,300
	81	287,100	374,100	419,300	457,800
	82	288,300	375,700	420,500	458,400
	83	289,500	377,200	421,500	458,900
	84	290,700	378,600	422,700	459,400
	85	291,900	379,700	424,000	459,900
	86	293,000	381,100	425,200	460,500
	87	294,200	382,500	426,400	461,000
	88	295,400	383,900	427,400	461,500
89	296,600	385,200	428,500	462,000	
90	297,700	386,500	429,500		
91	298,900	387,700	430,500		

92	300,100	389,000	431,600
93	300,800	390,300	432,500
94	301,800	391,500	433,300
95	303,000	392,800	434,100
96	304,200	394,000	434,900
97	305,200	395,400	435,700
98	306,300	396,400	436,100
99	307,300	397,500	436,500
100	308,400	398,500	436,900
101	309,300	399,500	437,300
102	310,500	400,500	437,600
103	311,600	401,600	437,900
104	312,600	402,700	438,200
105	313,200	403,400	438,500
106	314,100	404,300	438,800
107	314,900	405,200	439,200
108	315,700	406,100	439,400
109	316,600	407,000	439,600
110	317,000	407,900	439,900
111	317,400	408,700	440,200
112	317,900	409,500	440,400
113	318,600	410,100	440,600
114	319,000	410,800	440,900
115	319,500	411,500	441,200

116	320,000	412,200	441,400
117	320,600	412,800	441,600
118	321,100	413,300	
119	321,500	413,700	
120	322,000	414,100	
121	322,500	414,500	
122	322,900	414,800	
123	323,400	415,200	
124	323,900	415,400	
125	324,500	415,600	
126	324,800	415,900	
127	325,100	416,200	
128	325,400	416,400	
129	325,600	416,600	
130	325,900	416,900	
131	326,300	417,200	
132	326,600	417,400	
133	326,800	417,600	
134	327,000	417,900	
135	327,200	418,200	
136	327,500	418,400	
137	327,800	418,600	
138	328,000	418,900	
139	328,300	419,200	

	140	328,600	419,400			
	141	328,800	419,600			
	142	329,000	419,900			
	143	329,300	420,200			
	144	329,500	420,400			
	145	329,800	420,600			
	146	330,000				
	147	330,300				
	148	330,600				
	149	330,800				
	150	331,000				
	151	331,300				
	152	331,600				
	153	331,800				
再任 用教 職員		236,100	276,900	306,000	334,500	419,600

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級であるもので別に定めるものの給料月額、この表の額に7,700円（別に定めるものにあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)